

第4回 福岡地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：平成27年8月18日
16:00 ~ 16:35
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 2名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名
- 4 議題：(1) 福岡県最低賃金専門部会の開催状況について
(2) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(3) 福岡県特定最低賃金の改正決定について(諮問)
- 5 議事要旨：(1) 福岡県最低賃金の審議について、8月6日の福岡県最低賃金専門部会において、地域別最低賃金額改定を目安額(Cランク+16円)どおりに答申され、福岡県最低賃金を1時間743円とすることが本審議会に報告された。
なお、効力発生日は平成27年10月4日である。
(2) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、運営小委員会において関係労使から意見を聴取し審議した結果、前回一致により、5業種全て改正決定の必要性有りと決議し福岡労働局長へ答申した。
(3) 福岡労働局長から当審議会に対し、5業種の特定最低賃金の改正決定について諮問された。

福岡労働局労働基準部賃金課 (TEL092-411-4578 ダイヤルイン)

